

「米代川水系河川整備学識者懇談会」規約（案）

第 1 条（趣旨）

この規約は、「米代川水系河川整備学識者懇談会」（以下「懇談会」という。）の設置について必要な事項を定める。

第 2 条（目的）

この懇談会は、国土交通省東北地方整備局長が策定した「米代川水系河川整備計画（大臣管理区間）」の計画変更原案及び計画策定後の各種施策の進捗等に関して意見を述べるものとする。また、河川整備計画（大臣管理区間）に基づいて実施される事業のうち、再評価、事後評価の対象事業の評価を行い、東北地方整備局長に対し、意見を述べるものとする。

第 3 条（組織）

懇談会は、東北地方整備局長が設置する。

- 2 懇談会の委員は、東北地方整備局長が委嘱する。

第 4 条（座長）

懇談会に座長をおくこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は懇談会の運営と進行を総括する。
- 3 座長は、副座長を委員の中から指名する。
- 4 座長に事故があった場合には、副座長がその職務を代行する。

第 5 条（懇談会）

懇談会は、座長が招集する。

- 2 懇談会委員の任期は原則として 2 年とし、再任を妨げない。
- 3 懇談会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
なお、委員の代理出席は原則として認めない。

第 6 条（公開）

懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

第 7 条（事務局）

懇談会の事務局は、東北地方整備局能代河川国道事務所におく。

第 8 条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第 9 条（雑 則）

この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則（施行期日）

この規約は、平成 2 0 年 月 日より施行する。

米代川水系河川整備学識者懇談会の役割

河川整備基本方針策定

河川整備基本方針
社会資本整備審議会河川分科会の審議により、国土交通大臣が決定（H14.4）

整備計画策定

河川整備
整備計画案への意見

東北地方整備局
及び秋田県
整備計画の策定
（H17.3）

意見交換
（必要に応じ）

河川整備学識者懇談会
計画策定後の各種施策の進捗に関し意見交換

東北地方整備局
及び秋田県
事業に反映

整備計画変更
（特段の状況変化があった場合）

河川整備学識者懇談会
整備計画変更案への意見

意見

東北地方整備局
及び秋田県
整備計画の変更

事業評価
5年後

河川整備学識者懇談会
整備計画変更案への意見

意見

東北地方整備局
対応方針(案)の決定

